

あらき ニュース

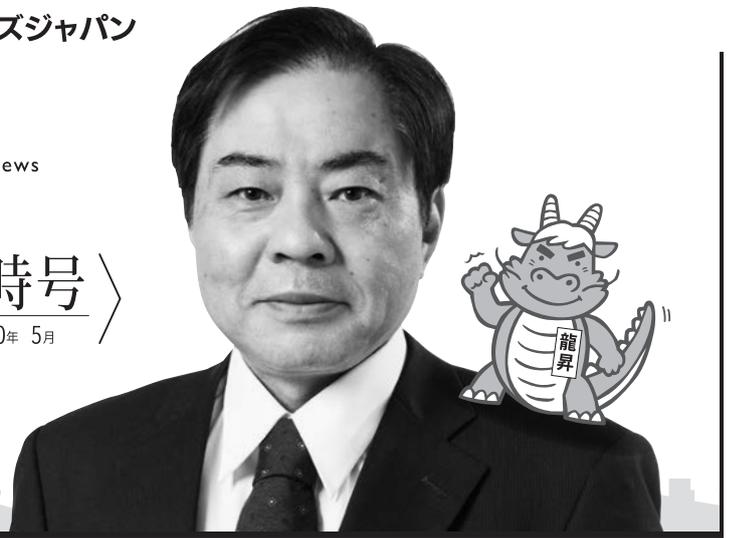
Ryusho Araki News

〈臨時号〉

2020年 5月

緑の党
グリーンズジャパン

発行: 福岡市議会議員 あらき龍昇
〒814-0033 福岡市早良区有田5-17-7
TEL.092-862-8980 / FAX.092-862-8985
メール f-lopas@hf.rim.or.jp



新型コロナウイルス感染症対策

4月・5月臨時議会

全会一致で可決!

支援は届いていますか?

昨年12月に中国・武漢で発生した新型コロナウイルス感染症はパンデミック(世界的流行)が今なお続いています。感染拡大防止のために協力してくださっている市民の皆さま、また、感染のリスクがある最前線で働く医療・介護の関係者、それを支える保育関係者やライフライン従事者の皆さまに感謝いたします。

さて、4/30-5/1そして5/19-20と2度にわたる臨時議会が開かれ、コロナ対策関連の補正予算などを審議しました。また、私ども「緑と市民ネットワークの会」では、4/7、4/20、5/12と3度にわたって市長宛に申し入れを、教育委員会に対しては一斉休校直後の3/4も含めて4度申し入

れを行いました。まだ支援が不十分な部分もありますが、全会一致で成立できたことに一定の評価をしております。私たちは議会として議員報酬の削減を検討し、医療支援強化などコロナ対策の財源に充てていくことも提案しています。

今回、市の支援策の一部ではありますが、概要や問合せ先などを裏面に掲載しております。「市政だより」や市のホームページで詳細をご確認いただけます。お困りごとやご相談がある方、また電話が繋がらなかったり、手続きが煩雑だったりしてお困りの方、**事務所へもご遠慮なくお問合せください**(連絡先は裏面に載せています)。

▶第2波への備え - PCR検査や抗原検査・抗体検査の拡充を!

早期に収束に成功した国とは異なり、日本ではオリンピック開催やインバウンド(海外からの観光)需要を優先し、PCR検査を制限してきました。感染実態を把握することが施策の判断基準となりますが、検査数が少ないため、実態を把握することができませんでした。私たちは繰り返し「検査の拡充」を訴えてきましたが、5月上旬から医師の判断で

検査をすることが出来るようになり、地域外来・検査センター3箇所が増設されました。今は感染が落ち着いていますが、秋口にはインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が混在する状況が想定されます。私たちは、検査・隔離の体制を維持することと、医療崩壊・介護崩壊を防ぐために全ての医療・介護関係者の検査を求めています。

▶速やかな支援のために - 相談窓口の拡充と手続きの簡素化を!

市民も事業者も収入が減少しており、国や自治体は支援を早急に行う必要があります。福岡市では国・県の制度でカバーできない部分を中心に、市独自の支援策を開始しています。私たちは、様々な施策が市民や事業者へ確実に

に実施されるために、制度が十分周知されること、速やかに給付されるために手続きは簡素にすること、そして相談窓口の人員の拡充を議会で求めました。

感染者の家族等を支援します！—もし感染しても、安心して入院等ができます—

対象の方	支援内容	問合せ先
自宅に 要介護者(高齢者・障がい者) がいる場合	ホームヘルプ事業所等に対して 要介護者1人あたり 15万円給付	711-4257 (事業者指導課) 711-4224 (障がい福祉課)
子ども を養育する人がいない場合	こども総合相談センター 「えがお館」でお預かり	707-7571 (こども総合相談センター)
ペット(犬猫) の飼育が困難な場合	福岡市動物愛護管理センター で お預かり	711-4272 (生活衛生課)

暮らし・家計を支援します！

対象の方	支援内容	問合せ先
収入減で 生活費 の確保が困難な場合	社会福祉協議会の 少額貸付 があります ・失業…月20万円以内(3カ月以内) ・休業や収入減の場合…10万円以内	791-7266 (生活福祉資金受付センター)
収入減で 家賃 の支払いが困難な場合	全額もしくは一部を 市が支払います	0120-17-3456 (生活自立支援センター)
住居の確保 が困難な場合	市営住宅へ入居 できます	283-1313 (住宅管理課)
税金・保険料等 の支払いが困難な場合	個人市民税 や 固定資産税 の猶予があります	833-4317 (区 納税課)
	国民健康保険料 や 後期高齢者医療保険料 の減免・猶予があります	833-4322 (区 収納係)
	※国民健康保険の被保険者は 1月まで遡って休業や入院した場合に「傷病手当」が給付されます。	
	国民年金保険料 の減免があります	833-4323 (区 国民年金係)
	水道料金・下水道使用料 の猶予があります	831-1221 (水道局早良営業所)
小中学校の学用品費等 の支払いが困難な場合	就学援助制度 があります	711-4693 (教育支援課)
生活維持の手段 がない場合	生活保護制度 があります	833-4366 (区 保護課)

そのほかの支援策(抜粋)

市営駐輪場に駐輪したままで超過料金が発生している方の免除や、定期券の払戻しもできます。[問合せ]**711-4468**(自転車課)

4カ月児検診について、自己負担なしで小児科医療機関で個別検診を受けられます。
すでに自費で個別検診を受けた場合は5,513円を上限に助成があります。[問合せ]**711-4178**(こども発達支援課)

「特別定額給付金(1人10万円)」について、DV被害を受けており、
世帯主とは別に申請されたい方は「**DV避難者専用ダイヤル(711-4793)**」へご相談ください。

医療機関、介護施設、保育施設に対する市独自の「**特別給付金**」もあります。

事業者の方がどのような支援策を受けられるのか分からない場合は「**事業者向け支援ダイヤル(401-0038)**」へご相談ください。

☎ そのほかコロナに関する市民生活全般についてのご相談

711-4019 (市民相談室(市役所内)) / **862-8980** (あらしき事務所)

※この臨時号のニュースでは、6月以降も申請受付や相談を受けられる支援策を中心に掲載しました(5/22現在)。



新型コロナウイルス感染症対策

4月・5月臨時議会 全会一致で可決!

支援は届いていますか?

昨年12月に中国・武漢で発生した新型コロナウイルス感染症はパンデミック(世界的流行)が今なお続いています。感染拡大防止のために協力してくださっている市民の皆さま、また、感染のリスクがある最前線で働く医療・介護の関係者、それを支える保育関係者やライフライン従事者の皆さまに感謝いたします。

さて、4/30-5/1そして5/19-20と2度にわたる臨時議会が開かれ、コロナ対策関連の補正予算などを審議しました。また、私ども「緑と市民ネットワークの会」では、4/7、4/20、5/12と3度にわたって市長宛に申し入れを、教育委員会に対しては一斉休校直後の3/4も含めて4度申し入

れを行いました。まだ支援が不十分な部分もありますが、全会一致で成立できたことに一定の評価をしております。私たちは議会として議員報酬の削減を検討し、医療支援強化などコロナ対策の財源に充てていくことも提案しています。

今回、市の支援策の一部ではありますが、概要や問合せ先などを裏面に掲載しております。「市政だより」や市のホームページで詳細をご確認いただけます。お困りごとやご相談がある方、また電話が繋がらなかったり、手続きが煩雑だったりしてお困りの方、**事務所へもご遠慮なくお問合せください**(連絡先は裏面に載せています)。

▶ 第2波への備え - PCR検査や抗原検査・抗体検査の拡充を!

早期に収束に成功した国とは異なり、日本ではオリンピック開催やインバウンド(海外からの観光)需要を優先し、PCR検査を制限してきました。感染実態を把握することが施策の判断基準となりますが、検査数が少ないため、実態を把握することができませんでした。私たちは繰り返し「検査の拡充」を訴えてきましたが、5月上旬から医師の判断で

検査をすることが出来るようになり、地域外来・検査センター3箇所が増設されました。今は感染が落ち着いていますが、秋口にはインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が混在する状況が想定されます。私たちは、検査・隔離の体制を維持することと、医療崩壊・介護崩壊を防ぐために全ての医療・介護関係者の検査を求めています。

▶ 速やかな支援のために - 相談窓口の拡充と手続きの簡素化を!

市民も事業者も収入が減少しており、国や自治体は支援を早急に行う必要があります。福岡市では国・県の制度でカバーできない部分を中心に、市独自の支援策を開始しています。私たちは、様々な施策が市民や事業者へ確実

に実施されるために、制度が十分周知されること、速やかに給付されるために手続きは簡素にすること、そして相談窓口の人員の拡充を議会で求めました。

感染者の家族等を支援します！—もし感染しても、安心して入院等ができます—

対 象 の 方	支 援 内 容	問 合 せ 先
自宅に 要介護者(高齢者・障がい者) がいる場合	ホームヘルプ事業所等に対して 要介護者1人あたり 15万円 給付	711-4257 (事業者指導課) 711-4224 (障がい福祉課)
子ども を養育する人がいない場合	こども総合相談センター 「えがお館」でお預かり	707-7571 (こども総合相談センター)
ペット(犬猫) の飼育が困難な場合	福岡市動物愛護管理センター で お預かり	711-4272 (生活衛生課)

暮らし・家計を支援します！

対 象 の 方	支 援 内 容	問 合 せ 先
収入減で 生活費 の確保が困難な場合	社会福祉協議会の 少額貸付 があります ・失業…月20万円以内(3カ月以内) ・休業や収入減の場合…10万円以内	791-7266 (生活福祉資金受付センター)
収入減で 家賃 の支払いが困難な場合	全額もしくは一部を 市が支払います	0120-17-3456 (生活自立支援センター)
住居の確保 が困難な場合	市営住宅へ入居 できます	283-1313 (住宅管理課)
税金・保険料等 の支払いが困難な場合	個人市民税 や 固定資産税 の猶予があります	645-1022 (区 納税課)
	国民健康保険料 や 後期高齢者医療保険料 の減免・猶予があります	645-1103 (区 収納係)
	※国民健康保険の被保険者は 1月まで遡って休業や入院した場合に「傷病手当」が給付されます。	
	国民年金保険料 の減免があります	645-1104 (区 国民年金係)
	水道料金・下水道使用料 の猶予があります	641-4875 (水道局東営業所)
小中学校の学用品費等 の支払いが困難な場合	就学援助制度 があります	711-4693 (教育支援課)
生活維持の手段 がない場合	生活保護制度 があります	645-1092 (区 保護課)

そのほかの支援策(抜粋)

市営駐輪場に駐輪したままで超過料金が発生している方の免除や、定期券の払戻しもできます。[問合せ]**711-4468**(自転車課)

4カ月児検診について、自己負担なしで小児科医療機関で個別検診を受けられます。
すでに自費で個別検診を受けた場合は5,513円を上限に助成があります。[問合せ]**711-4178**(こども発達支援課)

「特別定額給付金(1人10万円)」について、DV被害を受けており、
世帯主とは別に申請されたい方は「**DV避難者専用ダイヤル(711-4793)**」へご相談ください。

医療機関、介護施設、保育施設に対する市独自の「**特別給付金**」もあります。

事業者の方がどのような支援策を受けられるのか分からない場合は「**事業者向け支援ダイヤル(401-0038)**」へご相談ください。

☎ そのほかコロナに関する市民生活全般についてのご相談

711-4019(市民相談室(市役所内)) / **662-5077**(森あやこ事務所)

※この臨時号のニュースでは、6月以降も申請受付や相談を受けられる支援策を中心に掲載しました(5/22現在)。